

西尾市中小企業振興基本条例 逐条解説

前文

私たちのまち西尾市は、矢作川流域の南端に位置し、東に三ヶ根山、西に矢作川が流れ、南は三河湾が広がる豊かな自然の下、温暖な気候と豊かな土壌により、抹茶の生産や花きの栽培、うなぎの養殖が盛んで、日本有数の生産量を誇っています。

また、自動車産業をはじめとした製造業から地場産業に至るまで大企業や中小企業が数多く立地し、全国屈指の産業集積を誇る愛知県の中でも有数のものづくりの集積地として、発展してきました。

市内企業の大部分を占める中小企業においては、多様な事業活動により、地域経済に好影響を与えるとともに、雇用の創出など重要な役割を果たしてきました。しかしながら中小企業を取り巻く状況としては、人手不足や物価高騰、企業間競争の激化など多くの課題に直面しています。さらに、変化が速く不確実性が高い、大変厳しい社会経済状況となっています。

このような時代において、西尾市が持続的に発展していくためには、地域経済をけん引する中小企業の成長発展が必要不可欠です。そのためにも、中小企業者自らが地域経済と地域社会において重要な役割を果たすことを改めて認識するとともに、市、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関及び市民が一体となって連携し、中小企業の振興に取り組んでいくことが重要です。

私たちは、中小企業の振興に取り組み、地域経済の活性化を図るため、ここに、この条例を制定します。

【趣旨】

前文は直接法的な効力が生じるものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基礎を示すものです。

【解説】

前文は、西尾市の概要とともに、この条例を制定する背景や趣旨として、中小企業を取り巻く現状や、中小企業の振興に取り組む重要性などを明示しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について基本理念を定め、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関及び市民の役割を明確にし、中小企業の振興に関する施策の基本方針を定めることにより、地域経済の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向

上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例の目的を定めています。

【解説】

この条例は、中小企業の振興に関する市の方向性や基本的な考え方を示す理念条例であり、地域経済の活性化を図ることで、地域経済の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会議所、商工会その他中小企業を支援する事業を行う団体であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者（中小企業団体及び金融機関を除く。）で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。

【趣旨】

この条例で使用する用語のうち、その意味を明確に定める必要があるものの意味を定義しています。

【解説】

第1号では「中小企業者」、第2号では「小規模企業者」について定義しています。下表のとおり小規模企業者は中小企業者に含まれますが、本市では小規模企業者の振興を図ることが中小企業者の振興につながり、ひいては西尾市の持続的な発展に結び付くとの考え方により、それぞれを分けて定義しています。

【表】 中小企業者及び小規模企業者の定義（中小企業基本法に基づく）

業種分類	中小企業者		小規模企業者
	資本金の額又は出資額の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業その他	3 億 円 以 下	3 0 0 人 以 下	2 0 人 以 下
卸売業	1 億 円 以 下	1 0 0 人 以 下	5 人 以 下
サービス業	5, 0 0 0 万円以下	1 0 0 人 以 下	5 人 以 下
小売業	5, 0 0 0 万円以下	5 0 人 以 下	5 人 以 下

第3号では、「中小企業団体」について定義しています。商工会議所、商工会、中小企業団体中央会など、中小企業の支援を行う団体を指します。

なお、「市内で事業活動を行うもの」とは、事業所が市内に所在する団体だけを指すのではなく、市内の中小企業への「支援」や「連携」も含まれるものとみなし、市外に所在する団体であっても、この条例の効力が及ぶように配慮しています。

第4号では、「大企業者」について定義しています。第1号及び第2号で定義した者以外の企業者を指します。

第5号では、「金融機関」について定義しています。銀行、信用金庫をはじめ、信用協同組合、保険会社といった金融業を営む者を指します。

第6号では、「支援機関」について定義しています。公益財団法人あいち産業振興機構、独立行政法人中小企業整備基盤機構中部本部など愛知県内に事業所があり中小企業の支援を行う国や愛知県が所管する機関や国の経営革新等支援機関として認定された税理士、会計士などを指します。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を基本として、経営の改善及び持続的な発展が図られること。
- (2) 中小企業者が、多様な事業活動を通じて、雇用の創出、安定をもたらす等、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び支援機関が相互に連携するとともに、市民の理解及び協力を得ること。

【趣旨】

中小企業の振興を推進するための基本的な考え方を示しています。

【解説】

第1号では、中小企業者自らが、事業活動における創意工夫に加え、努力することを基本として、持続的発展等中小企業の振興が推進されることを定めています。

第2号では、中小企業者が、多様な事業活動を通じて、本条例の目的を達成するために重要な役割を果たしているという認識を持って、中小企業の振興を推進することを定めています。

第3号では、中小企業の振興を推進するために、中小企業の振興に係る関係者が連携するとともに、市民の理解と協力を得ることを定めています。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ効果的に策定及び実施するものとする。

2 市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、中小企業者の実態を把握するとともに、中小企業者、中小企業団体等の意見を適切に反映させるよう努めるものとする。

3 市は、必要に応じて、国又は県に対し、中小企業の振興に関する施策の充実を求めるものとする。

【趣旨】

中小企業の振興を推進するにあたり、重要な役割を担う市の責務について規定しています。

【解説】

第1項では、時代の変化等に的確に対応して、中小企業振興施策を総合的かつ効果的に策定し、実施することを定めています。

第2項では、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、中小企業者の実態を把握し、関係者からの意見を反映させるよう努めることを定めています。

第3項では、必要に応じて、国や県に中小企業振興施策の充実を求めることを定めています。

(中小企業者の役割)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対し、自らの創意工夫の下、新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用

機会の確保及び人材の育成に努めるとともに、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、中小企業団体等を積極的に活用し、経営等に関する情報収集及び中小企業者相互の連携を図るよう努めるものとする。

5 中小企業者は、中小企業団体に加入するよう努めるとともに、中小企業団体が中小企業の振興に関する事業を実施する際は、当該事業に協力するよう努めるものとする。

6 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

中小企業の振興を推進するためには、中小企業者の自助努力が必要であることなどから、中小企業者の役割について規定しています。

【解説】

第1項では、経済的社会的環境の変化に対応して、自助努力によって、主体的に経営の改善や向上に努めることを定めています。

第2項では、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用機会の確保、人材の育成及び労働環境の整備に努めることを定めています。

第3項では、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域行事に参加するなど地域社会の貢献に努めることを定めています。

第4項では、中小企業団体等を積極的に活用した情報収集や中小企業者相互の連携を図り、自らの経営力強化に努めることを定めています。

第5項では、市内で中小企業の支援事業を行う中小企業団体への加入と、こうした中小企業団体の中小企業振興に関する事業への協力に努めることを定めています。

第6項では、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めることを定めています。

(小規模企業者の役割)

第6条 小規模企業者は、事業の持続的発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業の経営に努めるものとする。

【趣旨】

中小企業者の多くを占め、より地域に密着して活動する小規模企業者の役割

について規定しています。

【解説】

自助努力によって、成長発展のみならず、雇用の維持など事業の持続的発展に努めることを定めています。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むよう努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

加入する中小企業の支援事業を市内で展開するとともに、加入会員が協同で経済活動を行う中小企業団体の役割について規定しています。

【解説】

中小企業者の経営の改善及び向上に取り組むことや、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めることを定めています。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者の成長発展に配慮するよう努めるとともに、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展のために重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携に努めるものとする。
2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

中小企業者や地域社会に対して大きな影響力を有する大企業者の役割について規定しています。

【解説】

第1項では、中小企業者の成長発展への配慮と中小企業者にとって重要な存在であることを認識した上で、中小企業者との連携に努めることを定めています。

第2項では、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めることを定めています。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、資金融資、経営相談その他の方法により、中小企業者が経営の安定化、改善及び向上に取り組むことができるように努めるものとする。

2 金融機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

中小企業者の事業活動に係る資金調達やその他経営課題の解決に果たす役割が大きい金融機関の役割について規定しています。

【解説】

第1項では、資金融資や経営に係るコンサルティング機能を発揮することなどにより、中小企業者の経営基盤の強化などに努めることを定めています。

第2項では、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めることを定めています。

(支援機関の役割)

第10条 支援機関は、自らの高い専門性を生かして、中小企業者の経営力の強化に努めるものとする。

2 支援機関は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

専門的な立場から中小企業者の支援に取り組む支援機関の役割について規定しています。

【解説】

第1項では、税務や会計、財務などに関する自らの高い専門性を活用し、中小企業者の経営力の強化に努めることを定めています。

第2項では、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めることを定めています。

(市民の理解及び協力)

第11条 市民は、中小企業者が地域社会において果たす役割の重要性を理解し、中小企業者の発展に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

市民の理解及び協力について規定しています。

【解説】

中小企業が発展することで、地域経済が活性化し、市民生活が向上につながることを理解するとともに、中小企業者の発展への協力に努めることを定めています。

(施策の基本方針)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 経営基盤の強化及び経営の革新を図ること。
- (2) 創業及び事業承継を支援すること。
- (3) 新たな事業の創出を支援すること。
- (4) 企業誘致を推進するとともに、企業留置を支援すること。
- (5) 国、関係地方公共団体その他関係機関との連携及び中小企業者相互の連携の促進を図ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興に資すること。

【趣旨】

市の中小企業振興に関する施策を策定し、実施するにあたっての基本的な方針を規定しています。

【解説】

第1号では、成長及び持続的な発展のため、経営基盤の強化と経営の革新を図ることを定めています。

第2号では、創業と事業承継を支援することを定めています。

第3号では、新事業の創出を支援することを定めています。

第4号では、企業誘致を推進することと企業留置を支援することを定めています。

第5号では、国や関係自治体等及び中小企業者相互の連携促進を図ることを定めています。

第6号では、その他、中小企業の振興に資することを定めています。

(施策の推進)

第13条 市は、前条の施策の推進に当たっては、必要に応じ、多様な立場の者から意見を聴取し、中小企業振興施策を検討するものとする。

2 市は、西尾市における産業振興連携協力に関する包括協定を締結する者とも相互に連携するなどして、前条の施策の推進に努めるものとする。

【趣旨】

効果的な中小企業振興施策を推進するための取り組みについて規定しています。

【解説】

第1項では、必要に応じ、中小企業者など多様な立場の者から意見を聴取して、中小企業振興施策を検討することを定めています。

第2項では、産業振興連携協力に関する包括協定を締結する中小企業団体や金融機関などと連携して、中小企業振興施策の推進に努めることを定めています。

す。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

市の財政上の措置について規定しています。

【解説】

中小企業振興施策を推進するために必要な予算措置を講ずるよう努めることを定めています。